

(平成23年9月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 77 件

厚生年金関係 77 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を《標準賞与額》（別添①一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添①一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年7月8日

私の厚生年金保険の記録では、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

事業主が当該期間の賞与に係る保険料の控除が確認できる賞与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書によると、申立人は、平成17年7月8日に支給された賞与額に見合う標準賞与額《標準賞与額》（別添①一覧表参照）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別添①

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	標準賞与額
747		男	昭和25年生		58万 2,000円
748		男	昭和36年生		40万 5,000円
749		男	昭和43年生		15万 8,000円
750		男	昭和55年生		36万 1,000円
751		男	昭和53年生		15万 7,000円
752		男	昭和53年生		36万 5,000円
753		男	昭和55年生		29万 9,000円
754		男	昭和54年生		36万 4,000円
755		男	昭和51年生		36万 7,000円
756		男	昭和59年生		29万 4,000円
757		男	昭和60年生		15万 5,000円
758		男	昭和53年生		34万 7,000円

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果《標準賞与額》（別添②一覧表参照）とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の《訂正前標準賞与額》（別添②一覧表参照）とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を《標準賞与額》（別添②一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添②一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年7月8日

私の厚生年金保険の記録では、A社において申立期間に支給された賞与額より少額の記録になっていることが分かった。

事業主が当該期間の賞与に係る保険料の控除が確認できる賞与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書によると、申立人は、平成17年7月8日に支給された賞与額に見合う標準賞与額《標準賞与額》（別添②一覧表参照）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別添②

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	標準賞与額	訂正前 標準賞与額
759		男	昭和32年生		53万 3,000円	27万 8,000円
760		男	昭和33年生		54万 5,000円	26万 7,000円
761		男	昭和33年生		55万 9,000円	33万 5,000円
762		男	昭和29年生		54万 円	26万 円
763		男	昭和29年生		56万 6,000円	54万 円
764		男	昭和25年生		55万 4,000円	53万 4,000円
765		男	昭和35年生		52万 4,000円	39万 8,000円
766		男	昭和36年生		43万 2,000円	42万 1,000円
767		男	昭和44年生		46万 6,000円	45万 2,000円
768		男	昭和45年生		42万 円	38万 円
769		男	昭和40年生		44万 6,000円	42万 円
770		男	昭和42年生		47万 円	37万 円
771		男	昭和38年生		35万 5,000円	16万 5,000円
772		男	昭和38年生		40万 3,000円	22万 7,000円
773		男	昭和44年生		48万 2,000円	36万 5,000円
774		男	昭和45年生		36万 2,000円	35万 5,000円
775		男	昭和39年生		47万 円	36万 2,000円
776		男	昭和22年生		47万 8,000円	43万 8,000円
777		男	昭和21年生		21万 5,000円	20万 6,000円
778		男	昭和45年生		44万 8,000円	21万 5,000円
779		男	昭和44年生		39万 8,000円	36万 1,000円
780		男	昭和34年生		44万 9,000円	40万 4,000円
781		男	昭和45年生		42万 6,000円	20万 2,000円
782		男	昭和45年生		43万 4,000円	33万 8,000円
783		男	昭和48年生		42万 1,000円	34万 9,000円
784		男	昭和38年生		44万 1,000円	42万 1,000円
785		男	昭和46年生		39万 円	34万 4,000円
786		男	昭和49年生		17万 5,000円	17万 1,000円
787		男	昭和47年生		31万 9,000円	17万 5,000円
788		男	昭和37年生		18万 円	17万 9,000円
789		男	昭和50年生		30万 6,000円	16万 2,000円
790		男	昭和51年生		40万 円	30万 6,000円
791		男	昭和28年生		41万 9,000円	40万 円
792		男	昭和53年生		38万 5,000円	37万 3,000円
793		男	昭和22年生		40万 7,000円	38万 5,000円
794		男	昭和24年生		39万 8,000円	32万 円
795		男	昭和20年生		42万 5,000円	39万 8,000円
796		男	昭和47年生		39万 円	17万 8,000円
797		男	昭和52年生		39万 4,000円	30万 7,000円
798		男	昭和42年生		40万 1,000円	16万 6,000円
799		男	昭和51年生		37万 6,000円	32万 6,000円
800		男	昭和52年生		40万 2,000円	37万 6,000円
801		男	昭和45年生		38万 5,000円	34万 8,000円
802		男	昭和54年生		28万 3,000円	16万 1,000円
803		女	昭和30年生		14万 4,000円	12万 2,000円
804		男	昭和42年生		29万 7,000円	14万 4,000円
805		男	昭和45年生		34万 4,000円	26万 5,000円
806		男	昭和49年生		29万 4,000円	29万 2,000円
807		男	昭和50年生		36万 6,000円	15万 9,000円
808		男	昭和49年生		36万 3,000円	30万 円
809		男	昭和46年生		36万 5,000円	36万 円
810		男	昭和42年生		37万 1,000円	36万 5,000円
811		男	昭和49年生		27万 6,000円	15万 9,000円
812		男	昭和42年生		30万 円	15万 5,000円
813		男	昭和55年生		36万 5,000円	15万 8,000円
814		男	昭和42年生		36万 9,000円	36万 2,000円
815		男	昭和46年生		35万 7,000円	15万 7,000円
816		男	昭和56年生		35万 8,000円	27万 8,000円
817		男	昭和50年生		36万 3,000円	35万 8,000円
818		男	昭和53年生		36万 1,000円	15万 7,000円
819		男	昭和49年生		37万 6,000円	29万 9,000円
820		男	昭和47年生		28万 4,000円	27万 8,000円
821		男	昭和57年生		37万 4,000円	36万 4,000円
822		男	昭和50年生		37万 1,000円	36万 7,000円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和39年7月20日に、資格喪失日に係る記録を40年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月20日から40年5月2日まで

私は、昭和39年7月頃から事業所が倒産した40年5月まで、A事業所でB業務担当として勤務した。一緒に採用された同僚は、同事業所での厚生年金保険被保険者記録が有るのに、私の被保険者記録が無いのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA事業所で勤務していたことが認められる。

また、B業務担当として一緒にA事業所に採用され、同事業所が倒産するまで共に勤務していたと申立人が記憶する同僚の雇用保険被保険者の資格取得日は、申立人と同日の昭和39年7月9日で、離職日は40年4月24日であるところ、当該同僚の同事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は39年7月20日で、喪失日は40年5月2日と記録されている。

さらに、申立人及び同僚が供述している申立期間当時のA事業所におけるB業務担当の人数は、申立人を含めて6人であるところ、B業務担当のうち申立人を除く5人については、オンライン記録において、厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、これらのB業務担当のうち、死亡した1人を除く4人の同僚は、「申立人とはA事業所が倒産するまで一緒に勤務した。申立人の勤務状況や待遇は、ほかの従業員と何ら変わらず、申立人のみが厚生年金保険に加入していない事由は考えられない。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と一緒に採用された上記同僚(申立人と同年齢)の申立期間の標準報酬月額から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票に整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年7月から40年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から7年3月まで  
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請は父親が行ってくれたが、父親は、「平成7年1月に同窓会があって、この時、私は同級生から『学生であっても国民年金に加入しなければならず、学生には国民年金保険料の免除制度が有る。』と聞いたので、すぐにA市町村（現在は、B市町村）役場で息子（申立人）の保険料の免除申請を行った。息子が20歳になった時、市町村役場から国民年金の案内があれば絶対に保険料の免除申請を行っていたはずだ。」と言っている。私は、申立期間において大学生であり、市町村役場から国民年金の案内が無かったことにより、免除申請が行えなかったことに納得できないので、申立期間を免除期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親は、「息子（申立人）が20歳になった時、市町村役場から国民年金の案内が無かったため、国民年金保険料の免除申請を行えなかった。」と供述している上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成7年5月10日に払い出されていることが確認でき、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないところ、申立期間当時、国民年金保険料の免除については、制度上、申請のあった日の属する月の前月から承認されるものであるため、上記の払出日時点では、申立期間は遡って免除が承認されない期間に該当する。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請手続に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の父親は、「平成7年1月頃、息子（申立人）の国民年金保険料の免除申請を行った。」と供述しているものの、申立人の国民年金の加入手続の状況及び保険料の免除申請手続の状況の詳細について具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料に係る免除申請を行ったことを示す関連資料は無い上、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

なお、申立人の父親は、当時の市町村役場の担当職員に係る処分及び当該職員の共済年金の減額を求めるとともに、日本年金機構、B市町村及び当該職員の間で話し合いの場を設けるよう求めている。しかし、年金記録確認第三者委員会は、当時の資料及び周辺事情等から年金記録の訂正の可否を判断するものであり、事務処理の責任追及、職員に係る処分及び共済年金の支給業務並びに調停を行う機関ではないことから、これらの求めに応じることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年12月2日から30年12月31日まで  
② 昭和35年1月頃から同年9月16日まで  
③ 平成6年1月から同年12月1日まで  
④ 平成7年8月1日から同年12月まで  
⑤ 平成8年10月から同年12月まで  
⑥ 平成9年1月から同年11月1日まで  
⑦ 平成10年\*月\*日から14年3月まで

申立期間①について、私の年金記録では、A社での厚生年金保険被保険者記録が昭和29年11月2日から同年12月2日までの1か月のみとなっている。A社で勤務していた時期について明確な記憶は無いが、勤務期間が1か月のみということはないはずなので、調査の上、年金記録の訂正を希望する。

申立期間②について、私は、昭和34年12月頃に職業訓練学校を卒業し、その後すぐに職業安定所の紹介で、B都道府県のC社の寮に入り同社で勤務し始めた。同社での厚生年金保険被保険者記録が35年9月16日から同年10月21日までの1か月となっているが、職業訓練学校を卒業後、半年ほど勤務したはずなので調査の上、記録の訂正を希望する。

申立期間③及び④について、私は、平成6年1月から7年12月までD社に雇用され、E市町村の事業所で勤務した。2年ほど勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであるが、同社での厚生年金保険被保険者期間が6年12月1日から7年8月1日までの8か月となっているので、調査の上、年金記録の訂正を希望する。

申立期間⑤について、私は、職業安定所の紹介でF事業所に雇用され、平成8年10月から同年12月までG施設のH業務担当として勤務した。申立期間に係る雇用保険被保険者証を保管しており、厚生年金保険にも加入してくれていたはずなので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間⑥及び⑦について、私は、平成9年1月から、I事業所が運営す

る施設でJ業務担当として勤務し始めた。4年か5年ほど勤務し、厚生年金保険にも加入していたはずであるが、同事業所での厚生年金保険被保険者期間が9年11月1日から10年3月13日までの4か月となっているので、調査の上、年金記録の訂正を希望する。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A社で勤務した時期や期間について具体的な記憶は無いが、在職中に事故があり、その恐怖心から事故の後、しばらくして退職した。」旨供述しているところ、A社（昭和30年当時は、K社A）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において連絡が取れた複数の同僚の供述及び同社が所在したL市町村の広報誌によると、事故が起こったのは昭和29年9月であったことが確認できる。

また、申立期間当時、会計係であった同僚は、「当時、社会保険の事務は大変几帳面で厳格な方がされていて、申立人が辞めた時期に対する私の記憶ともほぼ合っているので、昭和29年の12月に資格喪失した記録で間違い無いと思う。」旨供述している。

さらに、申立人が勤務したと主張するA社は、昭和30年にK社（現在は、M社）に吸収合併された後、37年6月21日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている事業主は、所在不明であるほか、K社に係る商業登記簿に登記された代表取締役も既に死亡しているため、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできない。

加えて、M社は、「当社の30年史により、昭和29年当時、Aで事業を行っていたことは確認できるが、事故や申立人に係る資料は見当たらず、当時の事情は不明である。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人と一緒にC社に就職したとする同僚は、「昭和35年3月頃に申立人と一緒に入社した。」旨供述していることから、申立人は、昭和35年3月頃から同社に勤務していたと推認できる。

しかしながら、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚及び申立人が一緒に入社したと記憶している別の同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人同様、昭和35年9月16日であることが確認できる。

また、上記の同僚は、「入社から半年ほど厚生年金保険の記録が無いことは最近知ったが、その期間について、当時、給与から保険料が控除されていたかは全く記憶が無い。」旨供述している。

さらに、C社は、昭和38年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、39年2月\*日に破産しており、登記簿に登記された代表取締役及び取締役は死亡又は所在不明であるほか、上記の被保険者名簿において連絡が取れた同僚からも、保険料控除に関する供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、D社から提供された労働者名簿から、申立人は、平成6年4月20日に雇用され、7年7月31日に自主退職していることが確認できることから、6年4月20日から同社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、D社から提供された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人は平成6年12月1日付けで厚生年金保険被保険者資格の取得手続が行われたことが確認できる上、申立人は、資格取得日の翌日（平成6年12月2日）付けでE市町村の国民健康保険被保険者資格を喪失している。

また、事業主は、「社会保険に関する手続は社会保険労務士に依頼しており、社会保険労務士から通知された社会保険料額を給与から控除していた。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④について、D社から提出された労働者名簿及び申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」並びに雇用保険の記録から、申立人は、平成7年7月31日付けで同社を退職していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成7年8月1日付けで健康保険任意継続被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人に係る雇用保険支給台帳記録照会により、申立期間④において、雇用保険の基本手当及び教育訓練給付受講手当を受給していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑤について、雇用保険の記録から、申立人は、平成8年9月25日から同年12月31日までの期間において、F事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間⑤において、前事業所（D社）退職後に加入した健康保険任意継続被保険者であることが確認できる。

また、F事業所は、「当時から、現場の人員は職安で求人していたが、当時の求人票が残っていないため、社会保険等の処遇について確認できない。資料を保管している平成10年以降については、雇用保険と労災保険にのみ加入するとして求人している。」旨供述している上、同事業所は、全国各地で多数の施設のH業務等を行っている事業所であるところ、申立期間⑤に係る平成8年に同事業所で新たに厚生年金保険に加入している被保険者は3人のみである。

さらに、申立人が氏名を記憶している同僚3人についても、F事業所での厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

加えて、F事業所は、「申立期間⑤当時の事務担当者がおらず、資料も残っていないため、保険料控除について確認することはできない。」旨回答しているほか、同僚からは、申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険料控除について

の供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑥について、I事業所から提供された申立人に係る給与台帳により、申立人はJ業務担当として平成9年1月6日に同事業所へ入社したことが確認できる。

しかしながら、I事業所は、「申立人が入社した当時、J業務担当は社会保険に加入させていなかったため、給与から社会保険料も控除していない。」旨回答しているところ、同事業所から提供された前述の給与台帳により、申立期間⑥における申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、I事業所から提供されたN社会保険事務所長が交付した「社会保険関係調査の結果について」の書面及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、同事業所は平成9年12月18日に社会保険事務所（当時）が実施した調査において、J業務担当であっても厚生年金保険被保険者とするよう指摘を受け、申立人を含む複数人が、同年11月1日付けで厚生年金保険被保険者となったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑦について、I事業所から提供された申立人に係る給与台帳によると、申立人の退職日は平成13年3月31日であり、申立期間⑦のうち、10年\*月\*日から13年3月31日までの期間において、同事業所で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、I事業所は、「申立人は、平成10年\*月\*日に65歳到達により厚生年金保険被保険者資格を喪失した。」旨回答しているところ、申立期間当時、厚生年金保険法では、65歳以上の者は厚生年金保険被保険者となれなかった上、同事業所から提供された前述の給与台帳により、平成10年\*月\*日から退職日までの期間における申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑦における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 2 月から 11 年 8 月まで

私の「A社」における申立期間に係る給与月額は申立期間以前の給与月額と同じであったが、標準報酬月額は、平成 10 年 2 月に 47 万円から 36 万円に変更されている。11 年\*月に定年退職する前に給料が下がることは無いはずなので、標準報酬月額の減額について調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について給与月額が下がったことは無いと申し立てている。

しかしながら、申立期間当時の申立人の住所地である B 市町村から提供された、平成 11 年度（10 年所得）の市町村都道府県民税課税台帳における給与収入は、432 万 7,476 円であり、申立期間の標準報酬月額（36 万円）の 12 か月分の額（432 万円）とほぼ一致する。

また、平成 12 年度（11 年所得）の市町村都道府県民税課税台帳における給与収入は、356 万 5,780 円であり、申立期間のうち平成 11 年 1 月から同年 8 月までの標準報酬月額（36 万円）の 8 か月分及び再取得後の同年 9 月から同年 12 月までの標準報酬月額（18 万円）の 4 か月分の合計額（360 万円）とほぼ一致する。

さらに、雇用保険の給付記録によると、申立人は、高年齢雇用継続基本給付金を受給しており、60 歳到達時の賃金月額（60 歳到達時までの直近の 6 か月間に支払われた賃金の総額を 180 で除して得た額（賃金日額）に 30 を乗じて得た額）が 35 万 4,510 円となっていることが確認でき、オンライン記録における標準報酬月額（36 万円）と符合する。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 7 月 21 日まで  
私が平成 12 年 6 月 19 日から 13 年 7 月 20 日までの期間において勤務していた A 社における標準報酬月額が、12 年 10 月に 18 万円から 10 万 4,000 円に変更されている。

当時、A 社では、組合員にのみ基本給があり、私は、組合員にはしてもらえず、歩合給であったように思うが、同社の勤務期間において、給料が大きく下がることは無かったように記憶しているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、給料が大きく下がることは無かったように思う。」と供述しており、A 社から提出された給料表によると、申立期間において、約 12 万 5,000 円から 20 万 5,000 円の給与支給があったことが確認できるが、申立期間当時の標準報酬月額の定時改定については、5 月、6 月、7 月のうち、報酬の支払基礎日数が 20 日以上ある月の報酬月額の平均額により、標準報酬月額が決定されていたところ、申立人の同社での被保険者資格取得日は、平成 12 年 6 月 19 日であり、上記給料表によると、申立人の同年 10 月 1 日付けの定時改定において、報酬の支払基礎日数が 20 日以上ある月は 7 月のみであることから、申立人の申立期間における標準報酬月額は、同月の給与額（10 万 6,360 円）に見合う標準報酬月額（10 万 4,000 円）で決定されている。

しかしながら、申立期間のうち、平成 12 年 10 月から 13 年 1 月までの標準報酬月額について、上記給料表によると、申立人の 12 年 10 月の厚生年金保険料控除額は、同年 9 月までの標準報酬月額 18 万円に相当する保険料が控除されているものの、同年 11 月及び同年 12 月の保険料は控除されておらず、13 年 1 月の保険料控除額は、厚生年金保険法における標準報酬月額の最低額を大幅に下回った保険料しか控除されていない。

これらのことから判断すると、A社は、平成12年10月に過大に控除した厚生年金保険料を、同年11月から13年1月までの保険料で調整したと考えるのが自然であり、12年10月から13年1月までの期間における調整後の各月の保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額（10万4,000円）に見合う保険料額より少ない額である。

また、申立期間のうち、平成13年2月から同年6月までの標準報酬月額について、当該期間において給与から控除されている厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額（10万4,000円）に見合う保険料額と一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。